

平成30年 第7回 農業委員会総会

日 時 平成30年7月25日 (水) 午後3時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 玉城 正智 2番 百次 成仁
4番 下地 功祐 5番 山城 学 6番 杉本 雄靖
8番 久保田 政子 9番 宮里 良淳 10番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1番 大城 茂治 2番 金城 正弘 3番 大城 久 4番 玉城 賢清
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 7番 玉城 信榮 8番 大城 勇
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆 11番 玉城 秀則 12番 玉城 薫
13番 志茂 政安 14番 安谷屋 健治

【欠席委員】

3番農業委員 仲西 栄二 7番農業委員 長嶺 功

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

4番農業委員 下地 功祐 5番農業委員 山城 学

【議事日程】

- 日程第1 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第36号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第5 議案第37号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
ついて
日程第6 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用
地利用配分計画案に係る意見について

平成30年 第7回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成30年第7回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3番農業委員仲西栄二委員、7番農業委員長嶺功委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは平成30年第7回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が4番農業委員下地功祐委員、5番農業委員山城学委員です。次回調査委員が、1番農業委員玉城正智委員、2番農業委員百次成仁委員、11番推進委員玉城秀則委員となっています。よろしく申し上げます。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第1 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (17件)</p> <p>日程第2 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)</p> <p>日程第3 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (8件)</p> <p>日程第4 議案第36号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2件)</p> <p>日程第5 議案第37号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (9件)</p> <p>日程第6 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (3件)</p>
会長	<p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第33号農地法第3条第1項の規定による許可申請について17件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2ページをお開き下さい。農地法第3条に係る許可申請についてです。1番は座波の1筆で、贈与による所有権移転であります。2番と3番は関連しております。2番は北波平の1筆で、売買による所有権の移転であります。3番は阿波根の1筆で、5年間の賃借権の設定であります。4番は真栄里の1筆で、売買による所有権の移転であります。5番は真栄平の1筆で、売買による所有権の移転であります。次に3ページをお開き下さい。6番は与</p>

	<p>座の1筆で、売買による所有権の移転であります。7番は喜屋武に1筆、福地に1筆で、贈与による所有権の移転であります。8番から10番までは関連しております。8番は真壁の2筆で、交換による所有権の移転であります。9番は真壁の1筆で、交換による所有権の移転であります。10番は真壁の1筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。次に4ページをお開き下さい。11番は阿波根の1筆で、売買による所有権の移転であります。12番は武富の2筆で、10年間の使用貸借権の設定であります。13番から15番までは関連しております。13番は喜屋武の1筆で、贈与による所有権の移転であります。14番は喜屋武の4筆で、贈与による所有権の移転であります。15番は喜屋武の1筆で、3年間の使用貸借権の設定であります。次に5ページをお開き下さい。16番と17番は関連しております。16番は新垣の1筆で、売買による所有権の移転であります。17番は新垣の1筆で、売買による所有権の移転であります。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第33号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、次に日程2議案第34号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは7ページをお開き下さい。1番は阿波根の1筆で、農地区分は第2種農地であります。貸駐車場への転用であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは4条の報告を致します。8ページをお開き下さい。 申請地は、宅地及び雑種地、段差等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため貸駐車場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>

会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしく申し上げます。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 34 号について議案通り決定してよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは次に、日程第 3 議案第 35 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 11 ページをお開き下さい。1 番は名城の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。2 番は伊敷の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は真壁の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、贈与による所有権移転であります。4 番は大度の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。5 番は大度の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。駐車場及び仮設事務所への一時転用で、9 か月間の賃貸借権の設定であります。次に 12 ページをお開き下さい。6 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への一時転用で、売買による所有権の移転であります。7 番は賀数の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、贈与による所有権の移転であります。8 番は阿波根の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、贈与による所有権の移転であります。以上です。</p>
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	<p>それでは 5 条の報告を致します。13 ページをお開き下さい。</p> <p>申請地は、宅地及び雑種地、段差等で囲まれた 10 ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に 15 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び山林、雑種地等で囲まれた 10 ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に 17 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし不許可の例外の「土地改良法で定められた非農地区域」であるため、一般住宅へ</p>

	<p>の転用は問題ないものと判断しました。次に 19 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 21 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地で囲まれた 10 ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、駐車場及び仮設事務所への転用は問題ないものと判断しました。次に 23 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地、段差等で囲まれた 10 ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 25 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地であります。しかし不許可の例外の「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 27 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地で囲まれた第 3 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第 35 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に日程第 4 議案第 36 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、29 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p> <p>それでは、議案第 36 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 37 号農業経営基盤強化促進</p>

事務局	<p>事業に伴う農用地利用計画について 9 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>では、33 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p>
	<p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>30-16 は座波の 1 筆で、4 年 9 か月の賃借権の設定であります。30-17 と 30-18 は関連しております。30-17 は与座の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。30-18 は大里の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。30-19 は福地の 2 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。30-20 は米須の 1 筆で、8 年間の使用貸借権の設定であります。30-21 は米須の 1 筆で、9 年 11 か月の使用貸借権の設定であります。次に、34 ページをお開き下さい。30-22 から 30-24 までは関連しております。30-22 は小波蔵の 1 筆で、7 年間の使用貸借権の設定であります。30-23 は小波蔵の 1 筆で、7 年間の賃借権の設定であります。30-24 は小波蔵の 1 筆で、7 年間の賃借権の設定であります。30-25 から 30-27 までは次の議案とも関連しております。30-25 は伊原の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。30-26 は与座の 1 筆と、座波の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。30-27 は阿波根の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。以上です。</p>
会長	<p>では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは議案 37 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 3 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、36 ページをお開き下さい。</p> <p>30-4 は伊原の 1 筆で、10 年の使用貸借権の設定であります。30-5 は与座の</p>

	<p>1筆と座波の1筆で、5年間の賃借権の設定であります。30-6は阿波根の1筆で、5年間の賃借権の設定であります。以上です。</p>
会長	<p>では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは議案38号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">議事録署名人 4番農業委員 下地 功祐 5番農業委員 山城 学</p>

--	--

